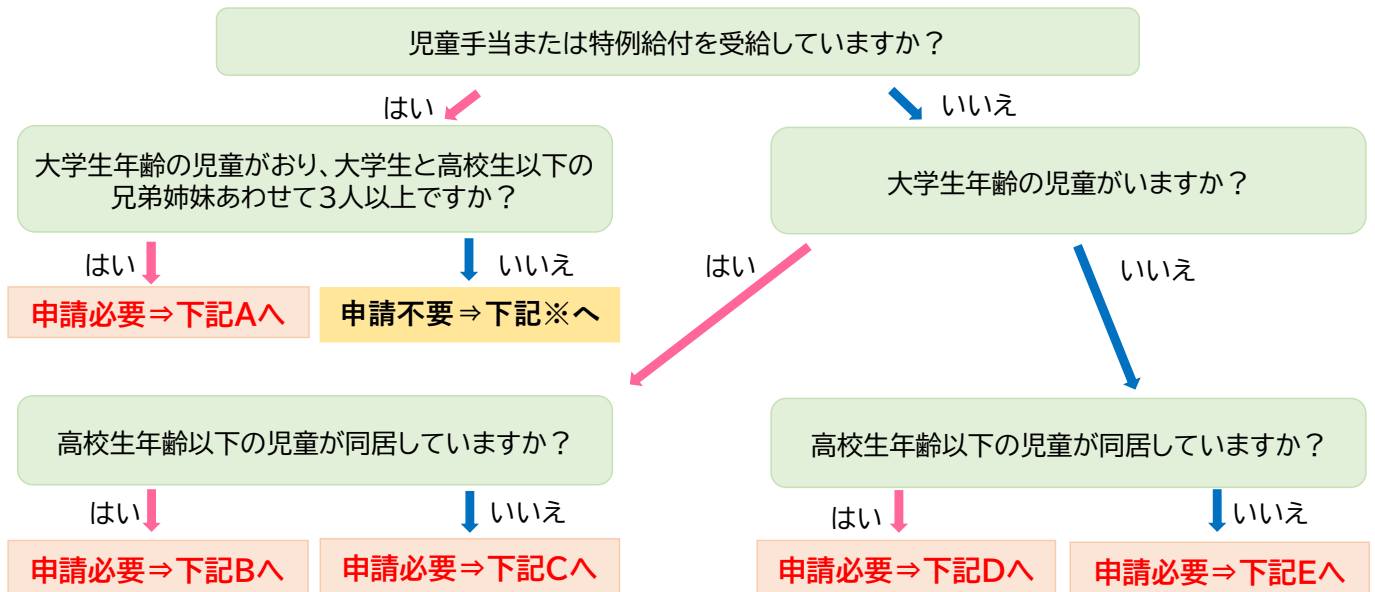


3. 申請対象者



※申請不要の方

中学生以下の児童がいる世帯や特例給付を受給している世帯で増額対象となる場合は、職権で増額とし額改定認定通知書を令和6年12月の支給日までに送付します。

受給者が公務員である場合は、勤務先へ申し出ください。

4. 児童手当の支給手続き

下記の必要書類を三朝町役場町民課窓口へ直接提出してください。

申請対象者 A	・監護相当・生計費の負担についての確認書 ※3人以上の兄弟姉妹がいる場合のみ必要
申請対象者 B	・児童手当認定請求書 ※保険証、本人確認書類、振込口座がわかるもの(通帳、キャッシュカード)が必要 ・監護相当・生計費の負担についての確認書 ※3人以上の兄弟姉妹がいる場合のみ必要
申請対象者 C	・児童手当認定請求書 ※保険証、本人確認書類、振込口座がわかるもの(通帳、キャッシュカード)が必要 ・監護相当・生計費の負担についての確認書 ※3人以上の兄弟姉妹がいる場合のみ必要 ・別居監護申立書 ※窓口でお渡しします
申請対象者 D	・児童手当認定請求書 ※保険証、本人確認書類、振込口座がわかるもの(通帳、キャッシュカード)が必要
申請対象者 E	・児童手当認定請求書 ※保険証、本人確認書類、振込口座がわかるもの(通帳、キャッシュカード)が必要 ・別居監護申立書 ※窓口でお渡しします

5. 申請先・問合せ先 三朝町町民課 電話 0858-43-3505